

大分県報

平成三十一年
四月一日 (三九)

(月曜日)

目次

告示

- 一 包括外部監査契約の締結.....一
- 自動車税に係る徴収金の収納事務の委託.....一
- 平成三十一年度大分県新規学卒者実態統計調査の実施.....二
- 大分県農業改良資金の貸付に係る償還金の収納事務の委託.....二
- 大分県林業・木材産業改善資金の貸付に係る償還金の収納事務の委託.....二
- 大分県沿岸漁業改善資金の貸付に係る償還金の収納事務の委託.....三
- 指定予定保安林.....三
- 重量指定道路の指定.....三
- 高さ指定道路の指定.....三
- 大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正.....四
- 労働委員会告示.....四
- 大分県労働委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の一部改正.....四
- 平成三十一年度大分県調理師試験の実施.....五

告示

大分県告示第七十七号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。
平成三十一年四月一日

大分県知事職務代理者
大分県副知事 二日市 具正

平成三十一年四月一日

一 包括外部監査契約の期間の始期
平成三十一年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で算定した執務費用及び実費の額を合算する。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 川野 嘉久
住所 大分市南春日町六番四十五―百二十二号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算とする。

大分県告示第七十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条の二第一項の規定により、次のとおり自動車税(普通徴収の方法により徴収するものに限る。)に係る徴収金の収納の事務を委託した。
平成三十一年四月一日

大分県知事職務代理者
大分県副知事 二日市 具正

名称	所在地	委託の内容
一 受託者の名称及び所在地		
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号	収納事務のとりまとめ
国分グロースアズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目一番一号	直営店舗及び加盟店舗における収納事務
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二十七号	〃
株式会社セイコマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地	〃
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八	〃
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号	〃
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号	〃

大分県報号外(告示)

株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一	〃
ミニストップ株式会社	一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地	〃
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目十一番二号	〃
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目一番一号	スマートフォン等の電子機器による決済サービス取納事務
<p>二 委託期間</p> <p>平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第七十九号</p> <p>大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県新規学卒者実態統計（県基幹統計第八号）を作成するため、平成三十一年度大分県新規学卒者実態統計調査を次のとおり実施する。</p> <p>平成三十一年四月一日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事職務代理者 大分県副知事 二 日 市 具 正</p>		
<p>一 調査の目的</p> <p>県内の新規学卒者の進学、就職等の進路状況を県内及び県外別に調査し、卒業者の流動状況を明らかにすることを目的とする。</p> <p>二 調査の範囲</p> <p>県内にある大学、短期大学、高等専門学校、専門課程を有する専修学校及び高等学校の平成三十年間度の卒業者</p> <p>三 調査事項</p> <p>1 大学、短期大学、高等専門学校及び専門課程を有する専修学校 進学者数並びに就職先の地域別及び産業別の就職者数</p> <p>2 高等学校 進学先別の進学者数及び就職先の地域別の就職者数</p> <p>四 調査の期日</p> <p>二十九年五月一日現在によって行う。</p> <p>五 調査の方法</p>		
<p>別に定める調査票を用いて行う。</p> <p>六 その他</p> <p>この調査は、大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第八十号</p> <p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の取納事務を委託した。</p> <p>平成三十一年四月一日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事職務代理者 大分県副知事 二 日 市 具 正</p>		
<p>一 受託者の名称及び住所</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p>大分県信用農業協同組合連合会</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p>大分市舞鶴町二丁目四番一五号</p>		
<p>二 委託の期間</p> <p>平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示百八十一号</p> <p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の取納事務を委託した。</p> <p>平成三十一年四月一日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事職務代理者 大分県副知事 二 日 市 具 正</p>		
<p>一 受託者の名称及び住所</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p>大分県森林組合連合会 西高森林組合 東国東郡森林組合 別杵速見森林組合 おおいた森林組合 白津関森林組合 佐伯広域森林組合 大野郡森林組合</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p>大分市大字古国府字内山一三三七番地の二〇 豊後高田市大字鼎三二二番地 国東市国東町小原四四二二番地の一 杵築市山香町大字内河野二七八番地の六 由布市庄内町大龍一七一一番地の一 白杵市板知屋一二五七番地の二 佐伯市宇目大字南田原二八三番地の二 豊後大野市三重町菅生二二三番地</p>		

<p>竹田市森林組合 玖珠郡森林組合 日田市森林組合 日田郡森林組合 山国川流域森林組合 宇佐地区森林組合 大分県木材協同組合連合会 日田木材協同組合 大分県造林素材生産事業協同組合</p>	<p>竹田市大字飛田川二二四六番地の七 玖珠郡玖珠町大字大隈一一九九番地の一 日田市大字庄手八五〇番地の五 日田市天瀬町五馬市三〇〇番地 中津市耶馬溪町大字柿坂一三八番地の一 宇佐市安心院町田ノ口二五〇番地 大分市王子港町一番一七号 日田市大字東有田字新山二七七六番地の六 大分市弁天一丁目一番二三号</p>	<p>二 委託の期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで</p> <p>大分県告示第百八十二号 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。 平成三十一年四月一日</p>	<p>大分県知事職務代理者 大分県副知事 二日市 具正</p>	<p>一 受託者の名称及び住所</p>	<p>住所 大分市府内町三丁目五番七号</p>	<p>大分県漁業協同組合</p>	<p>二 委託の期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで</p> <p>大分県告示第百八十三号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。 平成三十一年四月一日</p>	<p>保安林予定森林の所在場所 国東市国見町伊美字下大亀四三二番、四三九番、四四一番</p>	<p>大分県知事職務代理者 大分県副知事 二日市 具正</p>	<p>平成三十一年四月一日</p>					
<p>二 指定の目的 潮害の防備 三 指定実施要件 1 立木の伐採の方法 (一) 主伐は、択伐による。 (二) 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>大分県告示第百八十四号 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のように指定する。 平成三十一年四月一日</p>	<p>大分県知事職務代理者 大分県副知事 二日市 具正</p>	<table border="1"> <tr> <th>道路の種類及び路線名</th> <th>区間</th> <th>指定する期日</th> </tr> <tr> <td>一般国道二二二号</td> <td>中津市大字犬丸字北又二二三二五番三三から 中津市三光田口字西荒田七三二番二まで</td> <td rowspan="4">平三一・四・一</td> </tr> <tr> <td>一般国道四四二号</td> <td>豊後大野市朝地町朝地寺田八八九番七から 竹田市大字会々字七里一四六五番二まで</td> </tr> <tr> <td>県道竹田犬飼線</td> <td>豊後大野市朝地町朝地寺田八八九番七から 豊後大野市朝地町下野字姉井迫八〇番二まで</td> </tr> <tr> <td>県道中津港線</td> <td>中津市大字定留字六反田五六二番一から 中津市大字犬丸字大山二三九一番九まで</td> </tr> </table>	道路の種類及び路線名	区間	指定する期日	一般国道二二二号	中津市大字犬丸字北又二二三二五番三三から 中津市三光田口字西荒田七三二番二まで	平三一・四・一	一般国道四四二号	豊後大野市朝地町朝地寺田八八九番七から 竹田市大字会々字七里一四六五番二まで	県道竹田犬飼線	豊後大野市朝地町朝地寺田八八九番七から 豊後大野市朝地町下野字姉井迫八〇番二まで	県道中津港線	中津市大字定留字六反田五六二番一から 中津市大字犬丸字大山二三九一番九まで	<p>大分県告示第百八十五号 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行</p> <p>大分県報号外（告示）</p> <p>三</p>
道路の種類及び路線名	区間	指定する期日													
一般国道二二二号	中津市大字犬丸字北又二二三二五番三三から 中津市三光田口字西荒田七三二番二まで	平三一・四・一													
一般国道四四二号	豊後大野市朝地町朝地寺田八八九番七から 竹田市大字会々字七里一四六五番二まで														
県道竹田犬飼線	豊後大野市朝地町朝地寺田八八九番七から 豊後大野市朝地町下野字姉井迫八〇番二まで														
県道中津港線	中津市大字定留字六反田五六二番一から 中津市大字犬丸字大山二三九一番九まで														

する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成三十一年四月一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日

道路の種類及び路線名	区	間	指定する期日
一般国道二二二号	中津市三光西稜字市郎迫二二七三番三から	中津市三光田口字西荒田七三二番二まで	平三二・四・一
一般国道四四二号	豊後大野市朝地町朝地字寺田八八九番七から	竹田市大字会々字七里一四六五番二まで	
県道竹田犬飼線	豊後大野市朝地町朝地字寺田八八九番七から	豊後大野市朝地町下野字姉井迫八〇番二まで	

二 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

大分県告示第百八十六号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成三十一年四月一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

六 佐賀関港の(二) 概要の表中

四	野積場	三六九・三〇平方メートル	附属地
五	駐車場	一、二三七・一八平方メートル	

を

四	野積場	一〇五・四八平方メートル	附属地
五	駐車場	一、八五九・三三三平方メートル	

に改める。

この告示は、公示の日から施行する。

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第一号

大分県労働委員会が保有する個人情報保護等に関する規程(平成十四年大分県地方労働委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

大分県労働委員会会長

須賀 陽二

第二条第二項中「第十二条第一項第八号」を「第十二条第一項第九号」に改める。
第一号様式を次のように改める。

個人情報取扱事務登録簿

事務の区分 所管する組織の 名称	<input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 固有
	登録担当課所 所管課所	登録年月日 開始年月日
事務の名称		
個人情報を 利用する目的		
対象者の範囲		
個人情報の 記録項目	<input type="checkbox"/> 個人識別符号等（個人番号を除く。） <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> （ <input type="checkbox"/> *健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> *医師等による診療等 <input type="checkbox"/> *病歴 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> *心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 身体的特徴 <input type="checkbox"/> その他	
家庭生活 社会生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> *犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> *刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> *少年の保護事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 資産・収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> *思想・信条 <input type="checkbox"/> *宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 <input type="checkbox"/> *人種 <input type="checkbox"/> *社会的身分 <input type="checkbox"/> *犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> * <input type="checkbox"/> 収集制限に係る個人情報の取扱 <input type="checkbox"/> 法令等（ <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等 <input type="checkbox"/> 審査会意見 <input type="checkbox"/> ）	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 有（「個人情報記録項目」中「※」の情報） <input type="checkbox"/> 無	
収集 先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）
	<input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 他の実施期間 <input type="checkbox"/> 国・他の地方公共団体	<input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）
継続的有無 及び提供先	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 提供先 <input type="checkbox"/> 他の実施期間 <input type="checkbox"/> 国・他の地方公共団体	<input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）
処理形態	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理（オンライン結合） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業処理（ワープロ含む。）	
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

附則

この告示は、公示の日から施行する。

○公 告

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、次のとおり調理師試験を実施する。

平成三十一年四月一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具 正

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成三十一年十月十二日（土曜日）
午後一時三十分から午後三時三十分まで

2 場所 大分大学 日野原キャンパス
大分市大字日野原七〇〇

二 受験資格

次の学歴及び職歴の条件を満たしている者

1 学歴 (一) 中学校卒業以上の者

(二) 旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校二年の課程の修了者又は調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定によりこれらの者と同等の学力があると認められる者

2 職歴 調理師法施行規則第四条に定める左記施設で二年以上調理業務に従事した者

(一) 飲食店営業（旅館・簡易宿泊所を含む。）

(二) 魚介類販売業（販売のみは除く。）

(三) そうざい製造業（煮物（つくだ煮を含む。）・焼物（炒め物を含む。）・揚げ物・蒸し物・酢の物又はあえ物を製造する営業）

(四) 学校、病院、寮等の給食施設（継続して一回二十食以上又は一日五十食以上調理している施設）

三 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

四 提出書類

1 受験申請書

- 2 受験票・写真台帳
 - 3 受験手数料の領収証書
 - 4 受験票送付用封筒
 - 5 卒業証明書
 - 6 調理業務従事証明書
 - 7 印鑑登録証明書(該当者のみ)
 - 8 戸籍抄本等(該当者のみ) ※発行後六月以内のもの。
 - 9 国籍等表示のある住民票(外国籍の場合のみ)
 - 10 卒業証明書とその日本語訳(外国の学校で九年以上の課程を卒業した場合のみ)
 - 11 学力認定書(日本の外国人学校を卒業した場合及び外国における学校教育が九年未満の課程を卒業した場合のみ)
- 五 受験手続
- 受験に必要な書類を、平成三十一年五月十三日(月曜日)から同年六月七日(金曜日)までの期間に、左記提出先に「簡易書留」で郵送すること。
- 提出先 公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当
- 住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五JACCビル五階
- 電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五
- 六 受験手数料及び納入方法
- 1 受験手数料 六千二百円
 - 2 納入方法 受験案内に同封されている払込取扱票により、期間内に金融機関で納めること。
- 七 合格者の発表
- 平成三十一年十一月二十九日(金曜日) 午前十時
- 県庁舎本館一階県政展示ホール及び公益社団法人調理技術センターJACCビル二階掲示板に合格番号を掲示し、合格者には合格証書を郵送する。
- また、公益社団法人調理技術センターホームページに合格者の受験番号を掲載する。
- なお、電話による可否の確認及び回答は行わない。
- 九 試験及び試験結果の開示に関する問合せ先
- 公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当
- 住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五JACCビル五階
- 電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五 (平日九時から十七時まで。)

FAX (〇三) 三六六七―一八六八

大分県福祉保健部健康づくり支援課管理・疾病対策班

住所 大分市大手町三丁目一番一号

電話番号 (〇九七) 五〇六一―二六六三

FAX (〇九七) 五〇六一―一七三五